

こんにちは 家畜保健衛生所です

EU等向け輸出卵製品の原料卵における 使用禁止薬剤不使用の確認について

EU等向け輸出卵製品の原料卵について、生産農場の登録時、登録後の立入検査時、原料卵出荷時に輸出要件の確認を行います。この要件に、新たに成長促進目的による抗菌剤を使用しないことが追加されることとなったため、今後、該当する抗菌剤の不使用確認が必要になります。

1 生産農場登録時等のチェックリストの提出

生産農場は、生産農場登録時、登録後の立入検査時、原料卵出荷時にチェックリストを県畜産課又は最寄りの家畜保健衛生所へ提出してください(生産農場登録時等にチェックリストをお渡します)。

2 成長促進目的の抗菌剤の不使用確認

ふ化してから原料卵を生産するまでの間に以下に掲げる剤を成長促進目的で使用した家きんの卵は、2026年9月3日以降、EU、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェーを通関する卵製品の原料卵として使用することはできません。



- ・スルファキノキサリン
- ・アビラマイシン
- ・エンラマイシン
- ・ノシヘプタイド
- ・ビコザマイシン
- ・フラボフォスフォリポール



2026年9月3日以前に生産農場登録をする場合であっても、採卵鶏の育すう期間も考慮し、生産農場登録時等に使用状況を確認します。なお、育すうを原料卵の生産農場で行っていない場合は、育すう農場から、育すう期に使用した全ての抗菌性物質の記録の提供を受け、上記の剤を使用してないことの確認を行います。